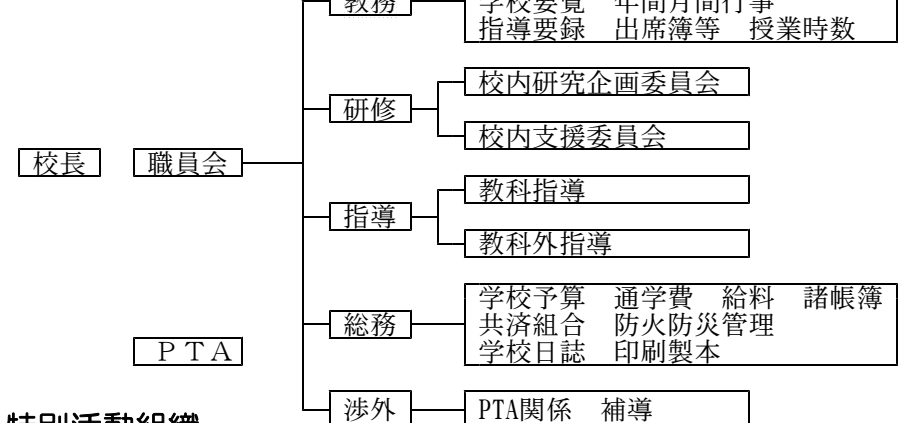


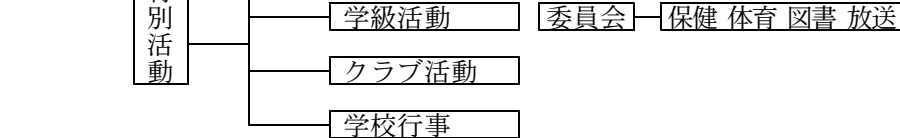
職 員 名 簿				5月1日現在	
番	職名	氏 名	性	担任等	主な校務
1	校 長	山崎 修二	男		学校管理全般
2	教 頭	中屋 俊也	男	6年	生徒指導 体育主任
3	教 諭	植木 貴美	女	1年1組	道徳推進教師 特別支援コーディネーター
4	教 諭	長谷川清治	男	1年2組	人権主任 キャリア教育
5	講 師	窪内 知佳	女	2年	音楽主任 防災
6	教 諭	福留 未佐	女	3・4年	教務主任 図書
7	教 諭	松本 恵梨香	女	5年	研究主任 コア・エリア
8	養 諭	細川 知美	女	養護	保健主事 安全
9	主 幹	山崎 理奈	女		事務全般
10	支 援	増谷 千明	女	児童支援	
11	用 務	森 澄子	女		用務全般

児童数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
男	2	5	5	3	2	7	24
女	2	5	3	2	5	2	19
合計	4	10	8	5	7	9	43

校務分掌



特別活動組織



主な年間行事

月	主 な 行 事	月	主 な 行 事
4	始業式・入学式 身体測定 全国学テ 参観日・PTA総会 家庭訪問 遠足・地震避難訓練	10	避難訓練 市陸上記録会 児童会役員選挙 教育文化展
5	若葉レク 避難訓練 修学旅行 プール清掃 交通安全教室 スポーツテスト 内科検診	11	半日教研 避難訓練 参観日（解放文化祭）
	市へき研 歯科検診	12	参観日（マラソン大会） 避難訓練 二学期終業式
6	プール開き 参観日・救急法 へき研授業研 避難訓練 平和集会	1	三学期始業式 身体測定 高知県学力状況調査 避難訓練 中学校体験入学
7	参観日 避難訓練一学期終業式 宿泊研 水泳特練 水泳記録会	2	参観日（中学校説明会） 保育所1日入学 避難訓練 保小連絡会 児童会役員選挙
8	登校日 一日教研 愛校作業	3	お別れ遠足 参観日 PTA引継ぎ式 避難訓練
9	二学期始業式 身体測定 水泳大会 避難訓練 運動会		卒業・修了証書授与式 離任式

職員の服務規程

- 第1条 この規程は、土佐清水市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第26条並びに同施行細則第13条に基づき、土佐清水市立下ノ加江小学校に勤務する教職員の服務に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 法律に定める学校の職員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。
- 第3条 職員は、本校教育の円滑な遂行を図るために校務を分掌する。
- 第4条 教職員の勤務時間は休憩時間を除き次の通りとする。
月曜日から金曜日まで 午前8時15分から午後4時45分まで
- 第5条 教職員の休憩時間は、次の通りとする。
月曜日から金曜日まで 午後0時15分から午後1時00分まで
- 第6条 土・日曜日は勤務要しない日とする。
- 第7条 前4条の規定にかかわらず勤務時間の割り振りの変更を必要とする場合、校長は、勤務時間の割り振りを変更することができる。前項の勤務時間の割り振りを変更する場合においては、校長は少なくとも変更する週の前の終わりまでに該当の教職員にその旨を周知するものとする。
- 第8条 教職員は、その職務を遂行するために、次の各号に留意しなければならない。
1. 出勤後、直ちに出勤簿に押印すること。
 2. 勤務時間を守り、各々の職務を遂行すること。
 3. 公金の取り扱いは厳正にし、常に収支を明らかにしておくこと。
 4. その他、教育公務員として常に心がけなければならない。
- 第9条 職員が次の各号に掲げる行為をするとき、校長の承認を受けなければならない。
1. 勤務時間中に勤務場所を離れる時。
 2. 授業時間を変更する場合。
 3. 児童を校外に引率する場合。
 4. 休日等授業を行わない時に、児童を招集する場合。
 5. 児童の保護者を学校に招集する場合。
 6. 学校の物品を購入したり、借用する時。
 7. その他、承認を必要と認める場合。
- 第10条 教職員は、次の各号に掲げる事項については、速やかに校長に報告するものとする。
1. 伝染病にかかり、又はそのおそれがあると認められる児童があるとき。
 2. 学校の管理下で児童の災害や事故が発生した時。
 3. その他、重要な事柄があった時。
- 第11条 教職員は、出張・校外勤務・研修等の承認を得ようとする時は、それぞれ、その種類・事由・期間等を所定の用紙に記入し、校長に願い、届け出なければならない。但し、管理規制で校長の専決できないものについては、校長を経て教育委員会の承認を受けるものとする。
- 第12条 年次有給休暇を得ようとする時、事前に校長に届けるものとする。病気休暇を得ようとする時は、所定の様式によって願い出て、校長の承認を得なければならない。届け出には、医師の診断書等を添えなければならない。
- 第13条 人事委員会の休暇に関する規則による。（特別休暇）
- 第14条 休業中を含め、県外に旅行する場合、事前に旅行届けを提出する。文書の收受・発行及び保管並びに立案、会議、公印の取り扱い、その他、事務処理については、次の各号によるものとする。
1. 收受した文書は、校長・教頭を経由して周知した後、担当職員が処理保管するものとする。
 2. 公文書の発送は、校長に申し出て執行する。
 3. 教職員は、分掌事務等について事案を作成し、他の関係職員または全教職員の意見を徹し、校長の決済を得て執行する。
 4. 公印を使用する場合は、その旨、校長に申し出てのち使用する。
 5. 教職員は、担当校務に関わる物品・表簿等については、常に保管に留意すること。
- 第15条 第16条は略
- 第17条 勤務時間中は、校長の承認を受けないでみだりに勤務場所を離れてはならない。勤務場所を離れる場合は、その所在を明確にしなければならない。
- 第18条 教職員は、次の各号にかかげる事項のいずれかに該当した場合は、速やかに校長に届け出ると共に、必要な手続きをとるものとする。
1. 改姓
 2. 履歴事項の変更
 3. 本籍及び現住所の異動
 4. その他重要な身分上のこと
- 第19条 この規定中「校長」とあるものは、校長不在の時は、「教頭」と読み替えるものとする。本条の規定により代行した場合は、速やかに校長に報告しなければならない。
- (附則) この規定は平成29年4月1日から施行する。

平成29年度

学 校 要 覧



下ノ加江小学校 校歌

作詞 能津 和夫
作曲 泉谷 健

- 1 朝明けの海原はるか
大洋の広き心を
集う学舎誇りあり
望み見る足摺岬
父として
下ノ加江小学校
- 2 踊る日に輝く緑
山並みの深き心を
集う学舎希望あり
曾我山の松もたくましく
母として
下ノ加江小学校
- 3 先覚の若人出よ
父母の熱き心を
集う学舎理想あり
海は呼び山は励ます
受け継ぎて
下ノ加江小学校

〒787-0242 高知県土佐清水市下ノ加江481

土佐清水市立 下ノ加江小学校

TEL 0880-84-0031
FAX 0880-84-0031

E-mail shimonokae-e@kochinet.ed.jp

1 学校沿革

創立：明治6年（月日不詳）

校名 下茅北小学校

明治	6年	小方に下茅北小学校として開設される。
	20年	小学校規則実施。小学校を尋常科・高等科に分割。
	30年	4学級編成。
	40年	小学校令改正。義務教育6年となる。
	42年	高等科新設される。校舎改築8学級となる。
大正	3年	10学級編成となる。
	9年	校舎を現地に移転。
昭和	2年	13学級編成となる。
	8年	14学級編成となる。
	16年	学校令改正により、小学校を国民学校と改める。
	19年	校舎増改築。
	22年	伊豆田村下ノ加江小学校と改称。伊豆田中学校を併設。
	25年	町制により、下ノ加江町立下ノ加江小学校となる。
	29年	土佐清水市制発足に伴い、土佐清水市立下ノ加江小学校となる。
	35年	中学校現地に移転。
	37年	12学級編成となる。
	38年	4教室改築。
	40年	2教室増築。
	44年	特殊学級2学級廃止。
	50年	訪問学級設置。
	51年	鉄筋校舎落成。8学級編成となる。（普通学級7, 特殊学級1）
	52年	訪問学級廃止。
	53年	特殊学級設置。
	56年	臨時に日本語学級開設。
	57年	体育館落成。臨時に日本語学級開設。
	58年	特殊学級設置。臨時に日本語学級開設。8学級編制となる。 （普通学級6, 特殊学級2）
	59年	7学級編成となる。（普通学級6, 特殊学級1）
	60年	音楽教室増築自主研究発表会を行う。
	61年	県教育委員会より、健康優良学校表彰受賞。
平成	63年	8学級編成となる。（普通学級6, 特殊学級2）
	元年	9学級編成となる。（普通）学級6, 特殊学級3）プール新設。
	4年	8学級編成となる。（普通学級6, 特殊学級2）
	5年	自主研究発表会。創立120周年記念式典。社会福祉活動推進校（県, 市指定）
	6年	7学級編成となる。（普通学級6, 特殊学級1）
	9年	6学級編成となる。（通常学級6）
	10年	社会福祉活動推進校となる。（市社会福祉協議会指定3年間）
	13年	8学級編成となる。（通常学級6, 障害児学級2），人権教育推進校設置事業指定（人権ワールド）
	14年	人権教育推進校設置事業指定（人権ワールド）
	15年	「学校誌」制作（創立130年）
	16年	耐震工事, 校舎改修。
	17年	10学級編成となる。（通常学級6, 障害児学級4）
	19年	7学級編成となる。通常学級5（2・3年複式），障害児学級2。
	20年	9学級編成となる。（通常学級6, 障害児学級3）
	21年	布小学校との統合が行われる。通常学級6, 特別支援学級3
	22年	9学級編成となる。通常学級6, 特別支援学級3
	23年	8学級編成となる。通常学級6, 特別支援学級2
	25年	6学級編成となる。通常学級5, 特別支援学級1
	27年	5学級編成となる。通常学級5（3・4年複式）
		高知県実践的防災教育推進事業研究指定（2年間）
	28年	5学級編成となる。通常学級5（3・4年複式）
	29年	6学級編成となる。通常学級5, 特別支援学級1

2 学校経営

◇ 経営方針

- へき地・複式校における学級経営の研究及び授業での指導法の工夫改善に努め、学力の基礎・基本の定着と学力の向上、及び体力の向上を図る。
- 特別支援教育充実とその視点にたった教育内容の推進を図る。
- 「生きる力」を育むことを目指し、「自ら考える力の育成」「基礎的・基本的な内容の確実な定着」「子どもの個性を生かす」ことなどを重視し、日々の実践に努める。
- 教育専門職としての理論的、実践的研究を深めると共に、本校教職員としての使命と責任を自覚し、協力と連帯を大切にしながら、教育を推進する。
- 学校と家庭や地域などの連携を密にして、教職員と保護者が信頼し合う、人間関係の中で教育を推進する。（保護者や地域の人々などによりよい関係をつくり信頼される学校）

- （6）明るく、元気に満ち、穏やかな中にも秩序があり、環境整備がなされている学校を目指す。

◇ 教育目標

「よりよい未来に向けて主体的に社会に参画する人間の育成」

◇ 本年度の重点目標

- （1）各教科の指導の充実と改善
 - ・基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着を図るために、指導と評価を一体化させた指導を充実する。
 - ・個々の興味・関心や習熟の程度に応じたよりきめ細かな指導を行う。
 - ・探求的な学びを通して、児童相互の学びあいを工夫し学習意欲を高め、主体的・対話的で深い学びにより学力の向上を図る。
 - ・将来を見据えたキャリア教育の視点を重視するとともに、ICTを活用した教育実践を取り入れる。
 - ・外国語活動の充実を図る。
 - ・特別支援教育の充実とその視点にたった教育内容の推進を図る。
- （2）道徳教育の充実
 - ・人を思いやることや誠実に生きることの大切さ、生命のかけがえのなさや規範意識の価値を一人ひとりの児童が自覚し、確かな道徳的实践力が身につくよう、道徳の時間を全教育活動における道徳教育の要とする。
 - ・道徳教育推進教師を中心とし、全教職員が組織的に取り組む。
 - ・家庭や地域社会との共通理解・連携を図る。
- （3）人権教育の推進
 - ・教育活動を通じて、人間尊重教育を進め、人権意識の向上を図る。
 - ・人権教育学習の計画的系統的な指導に努め、差別をしない、させない、許さない子どもを育てる。
 - ・教師の人権教育観を確立するとともに地域社会との連携を深める。
- （4）特別活動の充実
 - ・児童間で確かな人間関係を育み、一人ひとりが充実した学校生活を送ることができるよう、話し合い活動、集会活動、委員会・クラブ活動において自発的・自治的な活動を工夫する。
 - ・学級や学校の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする態度が身につくよう、各教科、道徳の学習や外国語活動、行事との関連を図った指導を充実する。
 - ・集団の一員としての自覚を深め協力する態度、責任感、連帯感を育てる
 - ・学級、学校の質的向上と充実を図る。
- （5）体力づくり・健康・安全指導の徹底
 - ・体力の向上を目指した取り組みをする。
 - ・健康や安全に関する意識を高め自他の生命を尊重する態度を育てる。
 - ・学校環境の安全点検を励行し、児童の事故防止に努め、児童の危険回避能力を高める。
 - ・防災教育の充実（各種避難訓練の実施、地域・保護者との連携を図り、防災・減災意識の向上を図る。）
 - ・子ども、教職員が危機管理意識を高めるよう努力する。
- （6）生徒指導の充実
 - ・自尊意識と思いやりの気持ちをもって他者と関わることのできる実践的な態度が身につくように、情報の共有化をし、組織的な指導を行う。
 - ・いじめ・不登校などの問題行動の早期発見および早期解決を図る。
 - ・児童の規範意識を高め、集団生活における基本的生活習慣を確立し、健康で安全な楽しい学校生活を送ることができるようにする。
 - ・自分のよさを自覚し、将来への夢や希望をもたせるため、道徳や特別活動をはじめとした全教育活動を通し、発達段階に応じた生き方の指導を行う。
 - ・生涯にわたって学習することの意味や自らの生き方を考えるため、キャリア教育の充実を図る。
 - ・望ましい勤労観や職業観を育むために、中学校との交流を深めたり、総合的な学習の時間で様々な職業について調べたりする。
- （7）その他
 - ・豊かな心を育むための図書館活動の推進
 - ・地域の伝統文化を大切にすることを育てる。
 - ・地域、保護者との連携を図り児童の健全育成に努める
 - ・小中の連携を図り、学力の向上と社会性を育てる取り組みを進める。
 - ・開かれた学校づくりの推進
 - ＊地域に根ざし、地域で育つ学校づくり

3 校内研修

研究主題

『自ら学び、共に伝え合い、互いに深めある児童の育成』

研究の進め方（主な）

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 研究授業 | (2) 授業改善に向けた研究 |
| ・算数科の授業実践 | ・授業のスタンダード |
| ・講師招聘 | ・授業形態の工夫 |

4 教育課程

（1）年間授業予定日数（月別・曜日別）

月	4	5	6	7	9	10	11	12	1	2	3	合計
授業日	16	20	22	13	20	21	20	17	17	19	16	201

曜 日	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜	合計
授業日	34	41	40	40	41	1	5	201

（2）教育課程編成

領 域	教科等	時 数					
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
道 徳		34	35	35	35	35	35
特別活動 学級活動		34	35	35	35	35	35
総合的な学習の時間				70	70	70	70
外国語活動						35	35
総授業時数		850	910	945	980	980	980
特別活動	児童会活動	3	3	3	14	14	14
	クラブ				10	10	10
	学校行事	62	63	67	70	76	96
学校裁量		81	66	67	76	71	28
合 計		996	1042	1,078	1,150	1,151	1,151

（3）特別活動等 ＊児童朝会（下表）

曜 日	月 曜	火 曜	水 曜	木 曜	金 曜
内 容	児童朝会	海の子	海の子	体育・音楽	美化・発表

＊クラブ（第1月 6校時） 委員会（第2月 6校時） 代表委員会（最終週 金曜日）

（4）時 程 表

児童朝礼	8：15～ 8：30	15	清 掃	13：10～13：25	15
1 校 時	8：40～ 9：25	45	読書タイム	13：30～13：45	15
2 校 時	9：30～10：15	45	5 校 時	13：45～14：30	45
3 校 時	10：35～11：20	45	6 校 時	14：40～15：25	45
4 校 時	11：30～12：15	45	帰りの会	15：25～15：45	20
昼 休 み	12：15～13：10	60	児童下校	16：30	45

（水曜日）5校時 13：10～13：55 児童下校 14：20